

令和 7 年度 船橋市立船橋高等学校入学者選抜
入学志願に係る校長承認手続きの手引き

船橋市教育委員会

目 次

校長承認について

1 志願資格	2
2 出願	2
3 校長承認に該当する場合	3
4 校長承認の申請書類	3
5 校長承認の申請手続等	4
6 出願書類等	4
7 提出先	5
8 提出方法	5
9 提出書類等の提出期間及び受付時間	5
様式 1 4 (船橋市立船橋高等学校入学志願証明書)	6
様式 1 5 (誓約書)	7
様式 A (事情説明書)	8
様式 B (身元引受人承諾書)	9

令和 7 年度船橋市立船橋高等学校第 1 年次入学者選抜要項

※「市立学校の入学者選抜」の w e b ページ内に別添で記載

第 1 募集定員	1 0
第 2 出願	1 0
第 3 一般入学者選抜	1 0
第 4 海外帰国生徒の特別入学者選抜	1 5
第 5 中国等帰国生徒の特別入学者選抜	1 6
第 6 その他	1 7
船橋市立高等学校の通学区域に関する規則	1 8
船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱	1 9

校長承認について

1 志願資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和 7 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和 7 年 3 月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 9 5 条各号のいずれか一つに該当する者（令和 7 年度千葉県公立高等学校入学志願者選抜実施要項別記 6、7 5 ページ参照）
※令和 6 年度末に 1 5 歳に達していなければならない。

2 出願

- (1) 船橋市立船橋高等学校への出願に当たっては、「船橋市立高等学校の通学区域に関する規則」（平成 1 2 年船橋市教育委員会規則第 3 号、以下「規則」という。）に基づくものとし、普通科の学区は、船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域、商業科及び体育科の学区は千葉県全域とする。
- (2) 船橋市立船橋高等学校を志願する際の原則は、以下のア、イである。
ア 志願者が保護者と同居していること
イ 志願者及び保護者の居住する市町村と在籍（出身）中学校の所在する市町村が、規則で定める学区内にあること
- (3) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。
- (4) 一般入学志願者選抜、海外帰国生徒の特別入学志願者選抜及び中国等帰国生徒の特別入学志願者選抜においては規則に反しない限り、第 1 希望と異なる学科については、第 2 希望を申し出ることができる。
- (5) 規則第 3 条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と在籍（出身）中学校の所在する市町村とが規則で定める学区内でない者並びに他の都道府県等から志願する者は、規則第 5 条及び「船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱」（以下「要綱」という。）第 2 条により船橋市立船橋高等学校の校長（以下「校長」という。）の承認を受けなければならない。
- (6) 上記(5)に該当し、校長の承認を受けようとする者は、要綱第 3 条の規定により、船橋市立船橋高等学校入学志願証明書（6 ページ参照）、誓約書（7 ページ参照）及び必要に応じて提出する書類（事情説明書：様式 A、8 ページ参照、身元引受人承諾書：様式 B、9 ページ参照）を校長に提出して、承認を受けなければならない。

3 校長承認に該当する場合

- (1) 何らかの事情で、保護者と同居していないが、年度末までには保護者と同居する予定である場合
- (2) 在籍（出身）中学校の所在する市町村が、規則で定める学区内にない場合
- (3) 他の都道府県及び普通科においては学区外の県内市町村から、県内または規則で定める学区内に転居してくる場合（出願時までには転居先の住所が確定しており、令和7年3月31日までに転居が完了する場合）

※規則で定める学区内に居住する親戚等のところに志願者だけが転居する場合（これを「^{きりゆう}寄留」という）は志願できない。

- (4) 海外の日本人学校又は現地校から、規則で定める学区内に転居してくる場合（出願時に住所が確定しており、令和7年3月31日までに転居が完了する場合）

4 校長承認の申請書類

- (1) 共通して提出する書類

※要綱第3条第1号、第2号に規定する書類

船橋市立船橋高等学校入学志願証明書 (様式14、6ページ参照)	学校教育法施行規則第95条第1号、第4号に該当する志願者及び成人の志願者は提出しなくてよい。 ※在籍する中学校が作成
誓約書(様式15、7ページ参照)	※保護者が作成

- (2) 必要に応じて提出する書類

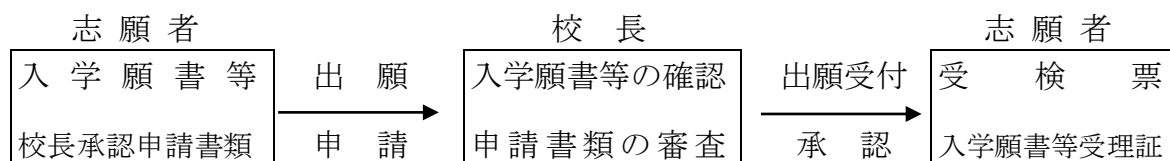
※要綱第3条第3号に規定する書類

事情説明書(様式A、8ページ参照)	・学区内に一方の保護者と転居する場合 ・事情により、保護者と同居していない場合 等 ※在籍する中学校が作成
身元引受人承諾書 (様式B、9ページ参照)	・特別な事情により、身元引受人が必要な場合 ※引受人が作成
外国における当該生徒の在籍(出身)中学校長が発行した第9学年の修了証明書	・学校教育法施行規則第95条第1号に該当する場合
中学校卒業程度認定証書	・学校教育法施行規則第95条第4号に該当する場合
医師の診断書	・学区内の病院等に住民票を異動して、中学校に通学している場合

5 校長承認の申請手続等

校長承認の申請書類が提出された場合、校長は入学志願の可否について、審査する。申請理由等が適正な場合は、入学志願を承認し、出願書類等を受理する。

＜承認手続きから受検票の交付（印刷可能になる）まで＞



6 出願書類等

書 類 等	内 容 ・ 注 意 事 項 等
(1) 入学検査料	・ <u>原則インターネット出願の方法により</u> 2, 200円を納入する。
(2) 入学願書 (受検票等を含む)	・ 高等学校のウェブページにある「出願登録サイト」において、所要事項を入力する。(※) ・ 「現住所」は出願時における住所を記入する。
(3) 調査書	・ 在籍する中学校が作成する。 ※「令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」p.96参照
(4) 船橋市立船橋高等学校入学志願証明書 (様式14)	・ 在籍する中学校が作成する。
(5) 誓約書(様式15)	・ 保護者が作成する。
(6) 必要に応じて提出 する書類	・ 事情説明書(様式A)、身元引受人承諾書 (様式B)、自己申告書 等 ※該当しない場合、提出は不要。

* 詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」(高等学校のウェブページに12月下旬頃掲載予定)に定める。また、入力した内容のデータは高等学校へ直接提出されるため送付不要。

※(1)～(6)の他に、船橋市立船橋高等学校が設定した検査(自己表現又は適性検査)の種目等を選択するための「希望調査用紙」を、高等学校のウェブページにある「出願登録サイト」において、所要事項を入力する。

7 提出先

船橋市立船橋高等学校長

8 提出方法

(1)、(2)は原則としてインターネット出願の方法によるので提出不要。

(3)～(6)については、配達状況を確認でき、高等学校が手渡しで受け取る郵送方法とする。

9 提出書類等の提出期間及び受付時間

令和7年2月4日(火) 午前9時から午後4時30分
2月5日(水) 午前9時から午後4時30分
2月6日(木) 午前9時から正午まで